



1993年、世界自然遺産に登録された屋久島に自生する縄文杉。現在は、保護のため木のまわりに立ち入ることはできない。

いつも、そこに自然があった。

経済的な発展を成し遂げた代償に、
 私たちは多くのものを失ってしまいました。
 その最も大きな“損失”が、さまざまな生物が暮らす豊かな自然です。
 生物の多様性を取り戻す試みが、
 国家規模で、さらには地球規模で始まっています。

その数およそ3,000万種——これは今、地球上に生きている生物の種類です。その一つひとつに個性があり、相互につながりをもちながら、現在の地球環境が作られてきました。そして、私たち人間もその生物の中の1種類にすぎず、あらゆる生物と関わりを持ちながら暮らしているのです。

特に、美しい四季に恵まれた日本は、原生的な森林から身近な里山や田園、川、海辺まで、豊かな自然と共存しながら、日本独自の文化を作り上げてきました。私たちは自然界に身を置くことで心が安らぎ、そこに「豊かさ」を感じるのです。ところが、この100年ほどの間で、経済的な豊かさ引き替えに、私たちは、こうした自然環境を手放しつつあります。そして、自然環境の悪化や絶滅危惧種の増加を、今なお止めることができていません。

そんな中、1992年にブラジルで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）を契機に、「生物多様性条約」が誕生しました。この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行、さらには人類存続に欠かせない生物資源の消滅の危機感が動機となり、生物保全への取組を地球規模で行うことを目的としています。そう、生物の危機は、日本だけの問題ではないのです。

同条約の締約国である日本政府は、現在は「第三次生物多様性国家戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本的な方向性を示しています。ここに掲げられているのは、「開発や乱獲などによる種の絶滅や生息地の減少」「里山などの手入れ不足による自然の質の変化」「外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱^{かくらん}」という3つの危機を100年かけて回復させる「100年計画」。それを実現させるためには、国、地方公共団体、企業、NGO、国民がさまざまなレベルで行動し、連携することが求められています。2013年までに「生物多様性」の認知度を30%から50%以上とするなど、具体的な目標も掲げています。環境省は、自然と人間が共生する社会、「いきものにぎわいの国づくり」をめざして、さまざまな活動を積極的に進めています。

Key Word

世界自然遺産

ユネスコが登録する世界遺産は、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」に分類されるが、このうちの「自然遺産」を指す。日本では、屋久島（鹿児島県）、白神山地（青森県・秋田県）、知床（北海道）の計3カ所が登録されている。環境保全が強化される一方で、登録されたために観光客が急増するなどの問題も生じつつある。



雑木林、田んぼ、小川、どこにでもある里山ののどかな風景。ここでは、人々が日々の生活を営むだけでなく、数多くの生き物が暮らしている。



左／多くの生き物を育むサンゴ礁は、海水温の上昇による白化現象や陸地からの汚水など、数々の問題に直面している。上／レッドリストでは、トキは「野生絶滅」に分類されている。

生態系の中で考えると、私たち人間はさまざまな生物とつながりをもって生きています。植物が酸素を供給するように、私たちの生存基盤となるものだったり（基盤サービス）、気候の変動や病害虫・汚染を緩和するものだったり（調整サービス）、食料や燃料などの資源となるものだったり（供給サービス）、見て「美しい」と感じるようなものだったり（文化的サービス）、必ずどこかで私たちに関係しているものなのです。

私たちは、地球上に3,000万種以上も存在するといわれる野生生物から、さまざまな恩恵を享受してきました。これら野生生物の絶滅を防ぐのは人間の責務でもあります。環境省では、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト「レッドリスト」

を作成し、それらの種に対する国民の理解を深めています。レッドリストには3,155種が掲載されています。また、哺乳類4種、鳥類39種をはじめとする計73種を「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種指定して、捕獲や譲渡等の規制を行うとともに、全国9地区を生息地等保護区に指定し、生息調査等を行っています。

また、本来その地域にいなかった生物が増加し、分布域を拡大することによる、日本の生態系への影響も増加しています。生態系を攪乱する大きな要因の一つが、外来種による影響。ペットや食用に導入された生物、荷物に付着して紛れ込んだ生物など、さまざまな経緯で入ってきた生物が定着し、日本の生態系に大きな影

響を与えています。長い期間をかけて微妙なバランスで成立した生態系は、外からの侵入者により、在来種が食べられたり、在来種との間で競争が起きたり、交雑による雑種が生まれたりといった影響が出て、大きく崩れてきているのです。そこで環境省は、生態系に悪影響を及ぼす外来種96種類を「特定外来生物」に指定し、輸入や飼育の規制を行っています。

さらに、鳥獣保護区の指定や、生息環境の整備をし、また、捕獲規制や狩猟の適正化を進めることで、野生鳥獣の保護管理に取り組んでいるのです。

自然とふれあい、自然を知り、自然を守る

これらの生物多様性に富んだ、美しい

自然の風景を保護するため、日本を代表する優れた自然の風景地を「国立公園」、それに準ずる優れた自然の風景地を「国定公園」として指定しています。これは、自然公園法に基づいて環境大臣が指定するもので、現在、29の国立公園（およそ2,100万ha）と、56の国定公園（およそ1,400万ha）があります。こうした公園での生物多様性の確保は国の責務であり、指定状況や生態系の調査、公園計画の見直しなどを定期的に行っています。

国立公園は「人と自然がふれあう場」です。環境省では、自然公園指導員を委嘱し、適正な利用を指導するとともに、各種活動を行うパークボランティアの養成を行っています。

自然とのふれあいという意味では、近

年、「エコツーリズム」が盛んになりつつあります。その地域に関して詳しい情報をもつガイドによって、地域固有の自然や文化を守りながらこれとふれあうのが、エコツアーの特徴です。大自然とふれあうツアーから、里地里山など身近な自然を対象としたツアーまで、さまざまなエコツアーがあります。環境省でもこうしたエコツーリズムの普及・定着を図るための取組を積極的に支援しています。

暮らしの中における自然と人間との共生。それがもっとも美しいバランスを保っているのが、日本の原風景ともいえる里地里山ではないでしょうか。水田、水路、ため池、雑木林……。そこには、さまざまな野生生物が生息する豊かな自然環境がありました。しかし現代では、農業や

化学肥料の使用など経済性や効率を重視した農作業、森林利用の減少や人手不足・高齢化により、人の手によって管理され、維持されてきた自然環境が急激に失われつつあります。

環境省では、遠い未来まで里地里山を残すため、環境負荷の少ない農業の推進や、ボランティアやNPOとの連携による森林の有効利用など、さまざまな保全策に取り組んでいます。

失った自然を取り戻すには、気の遠くなるような長い時間が必要です。そして、絶滅した自然を取り戻すことは二度とできません。私たちが豊かに生きていくための試みを、100年先を見据えたランドデザインをもって、環境省ではこれからも積極的に進めています。